

●文化庁著作権課宛/文化審議会著作権分科会基本政策小委員会「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する中間まとめ」に関する JIPA 意見（12/28 提出）

[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/92713401.html](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/92713401.html)

<意見>

### 1. 基本方針

- 基本的に賛成。ただし、「諸外国の制度等も十分に踏まえつつ」の部分については、諸外国の制度がどのようなもので、それをどう踏まえて今回の結論が得られたのか、中間まとめで触れられていないので、可能であれば説明を追記すべき。

### 2. 課題の整理及び検討の進め方等

- 基本的に賛成。なお、制度改正を待たず、速やかに運用面での対応を進めるべき事項については、早急に当事者間での協議・対応を進めるとされているところ、当事者間の協議が難航する場合には文化庁や総務省等の関係省庁による適切な調整を期待したい。

### 3. 制度改正の内容

総論（対象とするサービスの範囲）

- 基本的に賛成。なお、対象範囲を政令に委ねる部分については、「検討に当たっての視点」で述べられているように、ライセンス市場への影響を含む権利者の利益への影響に留意していただきたい。

各論（各課題ごとの対応）

#### （1）現行権利制限規定の同時配信等への適用拡大

- 「② 第38条第3項（営利を目的としない公の伝達等）」の部分について、同後段について、同時配信のみならず追っかけ配信についても、同時配信に準じたサービスとして権利制限拡大の対象に含めるべきとの意見があった旨の記載があるが、追っかけ配信まで権利制限の対象を拡大しても権利者に与える不利益は決して大きくはないと考えられることを踏まえると、その意見は妥当だと思われる。なお、見逃し配信のみ権利制限の対象としない場合、利用者にとって分かりづらい制度になる可能性があるため、どのような場合に権利制限の対象となるのかについて、国民への適切な周知が望まれる。

（2）借用素材を含む著作物及び映像実演に関して、放送の利用許諾を得た際に同時配信等の可否が不明確である場合の利用円滑化

#### ①基本的な考え方

- 基本的に賛成。なお、「『追っかけ配信・見逃し配信』まで推定を及ぼすことが可能か否かについては、法制的な観点からの精査も行う必要がある」とあるが、同時配信と追っかけ配信は一体的なサービスとして提供されていることを考えると、仮に同時配信にしか許諾推定の範囲が及ばない場合には、極めて活用の難しい規定となってしまうため、少なく

とも追っかけ配信までは許諾推定の範囲に含めるべきと考える。

## ②許諾推定規定の制度設計・運用等

- 基本的に賛成。なお、中間まとめ案では、許諾推定規定の適用の可否は、同時配信等の許諾権原の有無でまず判断するとしているようであるが、現実には、権利者自身が同時配信等の許諾権原を持っているかどうか、第三者との契約内容を精査しないと不明な場合や、自分以外の第三者が権利を有している（可能性のある）コンテンツも含めて放送事業者から許諾を求められる場合もあり、そのような場合に推定規定がどのように適用されるのかについても、ガイドラインでは明らかにしていただきたい。

## (3) レコード・レコード実演（被アクセス困難者（仮称））の利用円滑化

### ①基本的な考え方

- 当事者の意思や既存のライセンススキームを尊重しつつ、現状において事前の許諾を得ることが困難なものについて手当を講じるものとなっており、バランスの取れた妥当なものとして評価。

### ②補償金スキーム

- 特になし

## (4) リピート放送の同時配信等における映像実演（被アクセス困難者（仮称））の利用円滑化

### ①基本的な考え方

- 実演家の意思表示の機会を確保しつつ、過去に行われた放送のリピート放送に係る同時配信等が補償金請求権化されることで、過去の番組の視聴機会の拡大につながると思われるため、賛成。

### ②補償金スキーム

- 被アクセス困難者（仮称）への補償金の分配手続きコストについて、被アクセス困難者（仮称）にとって、制度趣旨を踏まえた合理的かつ過度な負担とならない金額設定が望ましいと考える。

## (5) 裁定制度の改善

### ①協議不調の場合の裁定（第68条）について

- 特になし

### ②権利者不明の場合の裁定（第67条）について

- 補償金の事前供託免除について、仮に民放事業者に限定して免除対象を拡大する場合には、その正当化事由（なぜ民放事業者が国や地方公共団体に準ずるといえるだけの公共性があるといえるのか、また、なぜウェブキャスティング事業者は一律除外されるのに、民放事業者だけが対象となるのか等）について合理的な説明が求められる。

### ③裁定に係る事務処理の迅速化について

- 裁定に係る事務処理が迅速化されることは、裁定の利用機会の拡大につながり、利用者

視点で見れば視聴機会の増大につながると思われる。より一層の制度利用拡大のため、継続的な取り組みを望む。

(6) その他の事項

- コンテンツ産業振興の観点や視聴者の利便性向上の観点では、放送番組の同時配信等に限らず、(放送番組を利用しない) ウェブキャストについても、権利処理の更なる円滑化を図ることが重要であるため、その点について速やかに検討していただくことを希望する。

以上

(一社) 日本知的財産協会  
次世代コンテンツ政策プロジェクトリーダー  
今子さゆり